

在宅医療連携研修事業実施要領

第1 事業内容

医療機関に勤務する医療関係者の在宅医療への理解を促進し、退院支援や急変時の受け入れにつなげるため、在宅医療の実態や望ましい連携の在り方等の研修を実施する医療機関に県から講師を派遣し、その費用を負担する。

第2 対象経費

県が負担する費用は、報償費（旅費相当額含）とする。

第3 報償費基準額

県が負担する報償費（旅費相当額含）は以下のとおりとする。

ただし、講師本人や医療機関との調整により、この金額以下とすることを妨げない。

対象者	基準額
県外講師	10万円
県内講師（医師）	3万円
県内講師（医師以外）	2万円

第4 事業の実施方法

- 1 別紙様式1により、医療機関から講師派遣を県に依頼。
- 2 県と医療機関で講師の人選等の調整。
- 3 県から講師に講演を依頼。
- 4 医療機関は、研修終了後15日以内に、実施報告書（別紙様式2）を提出する。
- 5 研修終了後、県から講師に報償費を支払う。

附 則

- 1 この実施要領は、平成26年5月26日から施行する。
- 2 この実施要領は、令和3年5月7日から施行する。
- 3 この実施要領は、令和5年4月7日から施行する。